

春日井市マタニティグッズ無償提供事業者募集要領

(趣旨)

第1条 この要領は、マタニティマーク入りのストラップ及び持ち帰り用バッグ（以下「マタニティグッズ」という。）の無償提供について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、事業者とは、市が募集するマタニティグッズを無償で市に提供する事業者のことをいう。

(広告物)

第3条 事業者は、マタニティグッズにあわせ広告物の配付を希望する場合、その広告内容は公共性及び中立性を損なうことがなく、かつ、社会的信用度が高いものでなければならない。

2 広告物の内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、配付することはできない。

- (1) 法令等に違反するもの又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業に係るもの
- (3) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）第 31 条に規定する公正競争規約、公的機関が定める広告規制及びこれらに準じる業界規制に違反するもの又はこれらに照らして不適切な内容を含むもの
- (4) 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条第 1 項に規定する貸金業に係るもの
- (5) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (6) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (7) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (8) 政治性のあるもの
- (9) 宗教性のあるもの
- (10) 個人又は団体等についての主義又は主張に当たるもの

- (11) 国内世論が大きく分かれているもの
- (12) 責任の所在が不明確なもの
- (13) 虚偽があるもの又は誤認されるおそれのあるもの
- (14) 他社の商品等を比較対象として表示したもの
- (15) 美観風致を害するおそれのあるもの
- (16) 法律に定めのない医療類似行為に係るもの
- (17) 求人広告及びこれに類するもの
- (18) 当該広告の内容について本市が推奨している等、市民の誤解を招くもの
又はそのおそれのあるもの
- (19) その他広告として掲載することが適当でないと市長が認めるもの

3 広告物は、事業者の負担で製作するものとし、内容について事前に市長と協議し、市長の承諾を受けなければならない。

(提供方法)

第4条 マタニティグッズは、母子健康手帳の交付時に配付する。

(事業者の募集)

第5条 事業者の募集は、市ホームページに掲載することにより行うものとする。

(申込方法)

第6条 マタニティグッズを提供しようとする事業者は、春日井市マタニティグッズ無償提供申込書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申込書には、マタニティグッズ及び広告物の見本、並びに事業提案書を添付するものとする。

(事業者の決定)

第7条 市長は、前条の申込みがあったときは、マタニティグッズ及び事業者の資格等を審査し、事業者を決定するものとする。

2 申込みをした事業者には、春日井市マタニティグッズ無償提供事業者審査結果通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(広告物の取消し)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、春日井市マタニティグッズ無償提供事業者取消通知書（第3号様式）により広告物の配付を取り

消すことができる。

- (1) 広告物の仕様の変更又は条件に従わないとき
 - (2) その他市長が広告物に支障があると認めるとき
- (協定書)

第9条 市長は、事業者とマタニティグッズの無償提供に関する協定書を締結する。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年8月1日から施行する。